族移送費、家族埋葬料若しくは家族出産育児一時金の支給又は同条第五項の特別療養費の支給の調整に関する事務　当該調整に係る日雇特例被保険者に係る高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

［十一～二十　略］

第三条　法別表第二の三の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～三　略］

四　健康保険法第五十五条第三項の組合管掌健康保険の被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給の調整に関する事務　当該調整に係る被保険者に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報

［五～二十一　略］

第五条　法別表第二の五の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　船員保険法第三十三条第一項の療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族移送費、家族埋葬料若しくは家族出産育児一時金の支給又は同条第六項の特別療養費の支給の調整に関する事務　当該調整に係る被保険者に係る健康保険法による保険給付の支給に関する情報

二　船員保険法第三十三条第四項の療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給の調整に関する事務　当該調整に係る被保険者に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報

［三～十　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、令和四年一月一日から施行する。

省　令

○文部科学省令第五十号

国立大学法人法の一部を改正する法律（令和三年法律第四十一号）の施行に伴い、並びに国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第十二条第七項、第三十一条の二第二項及び第三十四条の三第二項並びに同法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項の規定に基づき、並びに国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十一月三十日

文部科学大臣　末松　信介

国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（学長の選考が行われたときの公表事項）	（学長の選考が行われたときの公表事項）
第一条の五　法第十二条第七項に規定する文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。	**第一条の五**　法第十二条第八項に規定する文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。
一　法第十二条第二項の規定により学長（理事長を置く国立大学法人にあっては、理事長。以下同じ。）として選考された者について、学長選考・監察会議が当該者を選考した理由	一　法第十二条第二項の規定により学長（理事長を置く国立大学法人にあっては、理事長。以下同じ。）として選考された者について、学長選考会議が当該者を選考した理由
二　学長選考・監察会議における学長の選考の過程	二　学長選考会議における学長の選考の過程